

特許権	判決年月日	令和3年5月20日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10102号(第1事件) 令和2年(行ケ)第10106号(第2事件) 令和3年(行ケ)第10034号(第3事件)		
○ 発明の名称を「読取装置及び情報提供システム」とする発明について進歩性が認められないとして一部の請求項を無効とした審決が取り消された事例				

(事件類型) 審決取消 (結論) 第1事件・第3事件請求認容, 第2事件請求棄却

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6469758号

(審決) 無効2019-800041号

判 決 要 旨

1 本件は, 特許無効審判請求に対する訂正後の請求項1, 2及び4に係る発明についての成立, 訂正後の請求項3に係る発明についての不成立の審決に対し, 第1事件原告・第2事件被告(以下, 「原告」という。)が, 訂正後の請求項1, 2及び4に係る発明に係る部分の取消しを求め(第1事件), 第1事件被告・第2事件原告(以下, 「被告」という。)が, 訂正後の請求項3に係る発明に係る部分の取消しを求めた(第2事件)審決取消訴訟であり, 第3事件参加人(以下, 「参加人」という。)は, 第1事件, 第2事件に承継参加した。

2 上記訂正後の請求項1~4は, 以下のとおりである。

【請求項1】(本件発明1)

物品に付されたRFタグから情報を読み取る据置式の読取装置であって,
前記RFタグと交信するための電波を放射するアンテナと,
上向きに開口した筐体内に設けられ, 前記アンテナを収容し, 前記物品を囲み,
該物品よりも広い開口が上向きに形成されたシールド部と,
を備え,

前記筐体および前記シールド部が上向きに開口した状態で, 前記RFタグから情報を読み取ることを特徴とする読取装置。

【請求項2】(本件発明2)

前記アンテナよりも前記開口側に配されて, 前記物品が載置される載置部を備えた請求項1に記載の読取装置。

【請求項3】(本件発明3)

前記シールド部は,

前記電波を吸収する電波吸収層と,

前記電波吸収層の外側に形成され, 前記電波を反射させる電波反射層と,

を備えることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載の読取装置。

【請求項 4】（本件発明 4）

請求項 1～請求項 3 のいずれかに記載の読取装置と、
前記読取装置と通信可能な情報提供装置と、
を備え、
前記情報提供装置は、
前記物品に関する物品情報を前記 R F タグの情報に対応付けて記憶する記憶部と、
前記読取装置から前記 R F タグの情報を取得する取得部と、
取得した前記 R F タグの情報に対応する前記物品情報を前記記憶部から抽出して提供すべき情報を生成する情報生成部と、
生成された前記提供すべき情報を出力する出力部と、
を備える情報提供システム。

3 甲 1（米国特許第 9 2 4 5 1 6 2 号明細書）に記載された「読取り／書込みデバイス 1 0 2」（甲 1 の [図 1]）から読み取れる発明（以下、「甲 1 発明 1」という。）の認定の誤り、甲 1 発明 1 を主引用例とする容易想到性の判断の誤り（被告が主張する審決取消事由）について

(1) 甲 1 発明 1 の認定

「R F I D タグを保持している対象物を載置キャビティ 2 0 2 に挿入するための上向きの挿入アパーチャ 1 0 6 を備え、データを R F I D タグから読み取ることが可能な読取り手段に接続されるアンテナを備える読取り壁によって区切られた、長方形の載置キャビティ 2 0 2 を、下側部分に備える、据置式の読取り／書込みデバイス 1 0 2 であって、

載置キャビティ 2 0 2 は、3 つの中実の防壁 1 0 8、1 1 0、1 1 2 によって囲まれ、これらの壁は、2 つの防護側壁 1 0 8 および 1 1 0 と、読取り／書込みデバイス 1 0 2 の前面および後面の上に延在する防壁 1 1 2 であり、3 つの中実の防壁 1 0 8、1 1 0、1 1 2 は、載置キャビティ 2 0 2 の挿入アパーチャ 1 0 6 の周りに配置され、

3 つの中実の防壁 1 0 8、1 1 0、1 1 2 は、読取り／書込みデバイス 1 0 2 の外部に位置する対象物が検出されるのを防ぐために、載置キャビティ 2 0 2 内の R F I D タグを読み取るのに使用される周波数の電波を吸収する発泡体を備え、プラスチック材料で作られた内側パネルと、電波を反射する金属で作られた外側パネルと、それら 2 つのパネルの間に挟み込まれた電波を吸収する吸収性発泡体とを備え、

防壁 1 1 2 に配置された、挿入アパーチャ 1 0 6 にアクセスするためのアクセス開口部 1 1 6 は、挿入アパーチャ 1 0 6 の高さに等しいかそれよりも上の高さに実質的に位置し、実質的に挿入アパーチャ 1 0 6 によって形成される水平面に垂直な

平面を形成するように配置される、

読取り／書込みデバイス 102。」

(2) 本件発明 1 と甲 1 発明 1 の一致点及び相違点

<一致点 1 (1-1)>

「物品に付された R F タグから情報を読み取る据置式の読取装置であって、前記 R F タグと交信するための電波を放射するアンテナと、

前記アンテナを収容し、前記物品を囲み、該物品よりも広い開口が形成されたシールド部と、

前記シールド部が開口した状態で、前記 R F タグから情報を読み取る読取装置。」
<相違点 1 (1-1)>

「前記アンテナを収容し、前記物品を囲み、該物品よりも広い開口が形成されたシールド部」、及び、「前記シールド部が開口した状態で、前記 R F タグから情報を読み取る」ことに関して、

本件発明 1 は、「上向きに開口した筐体内に設けられ、」前記アンテナを収容し、前記物品を囲み、該物品よりも広い開口が「上向きに」形成されたシールド部、及び、「前記筐体および」前記シールド部が「上向きに」開口した状態で、前記 R F タグから情報を読み取るのに対して、

甲 1 発明 1 は、「アンテナ」を収容し、「R F I D タグを保持している対象物」を囲み、「R F I D タグを保持している対象物」よりも広い開口が前向きに形成されている、「3つの中実の防壁 108, 110, 112」、及び、「3つの中実の防壁 108, 110, 112」が、前向きに開口した状態で、「データを R F I D タグから読み取る」点。

(3) 相違点 1 (1-1) の容易想到性の判断

ア 甲 1 には、上記の「前向きに開口された状態」を「上向きに開口された状態」とする動機付けとなるような事項は、記載も示唆もされていない。

イ また、甲 2 (特開 2017-72995 号公報) には、甲 2 に記載された発明 (以下、「甲 2 発明」という。) が記載されているところ、甲 2 発明は、「上向きに開口した筐体」を有しないから、上記の「筐体が上向きに開口されている状態で R F タグから情報を読み取る」ことについて動機付けとなるものではない。

ウ 甲 3 (特開 2015-207119 号公報) には、「例えば、筐体 11 及び開閉フタ 12 の外壁 (外面) や、読取室 13 を形成する筐体 11 及び開閉フタ 12 の内壁 (内面) を、電波反射材又は電波吸収材で覆う構成としてもよい。」と記載され、種々の態様のうちの一態様として、「筐体 11 及び開閉フタ 12 の内壁 (内面) を、電波反射材又は電波吸収材で覆う」という技術事項が記載されていることが認められる。

しかし、当該技術事項は、「内面」を「電波反射材又は電波吸収材で覆わ」れた

「開閉フタ 1 2」が存在するものであるから、筐体及びシールド部が上向きに開口した状態で、RF タグから情報を読み取るものではない。

甲 3 に記載された種々の態様のうちの一態様として、「筐体 1 1 及び開閉フタ 1 2 の内壁（内面）を、電波反射材又は電波吸収材で覆う」という技術事項を選択し、そのうちの筐体の内壁（内面）を電波反射材又は電波吸収材で覆うという筐体に係る技術事項のみを、甲 1 発明 1 に適用した上で、さらに、その筐体を、シールド部とともに上向きに開口したものとすることで、相違点 1（1-1）に係る本件発明 1 の構成を想到することは、当業者が容易にすることができたこととはいえない。

エ 以上によると、甲 1 発明 1 において、本件発明 1 の相違点 1（1-1）に係る構成とすることを当業者が容易に想到することができたとは認められないから、本件発明 1 は、甲 1 発明 1 及び甲 1～3 に記載された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。

(4) 本件発明 2～4 は、本件発明 1 の発明特定事項をすべて備え、更に限定したものであるから、同様に、甲 1 発明 1、3 及び甲 1～3 に記載された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。

したがって、被告の主張する取消事由は理由がない。

4 甲 1 に記載された「読取り／書込みモジュール 2 0 0」（甲 1 の [図 2]）から読み取れる発明（以下、「甲 1 発明 2」という。）の認定の誤り（原告の主張する審決取消事由）について

(1) 本件審決は、甲 1 発明 2 を次のとおり認定し、本件発明との一致点及び相違点を次のとおり認定した。

ア 甲 1 発明 2 の認定

「読取り／書込みモジュール 2 0 0 であって、

その頂部に、RF ID タグを保持している対象物を載置キャビティ 2 0 2 に入れることを可能にする挿入アパーチャ 1 0 6 を備え、

載置キャビティ 2 0 2 は 4 つの垂直側壁 2 0 4～2 1 0 によって区切られ、各垂直側壁 2 0 4～2 1 0 は金属で作られ、

各垂直側壁 2 0 4～2 1 0 はアンテナも備え、これらのアンテナは、データを RF ID タグから読み取ることが可能な読取り手段に接続され、

4 つの垂直側壁 2 0 4～2 1 0 および載置キャビティ 2 0 2 を取り囲む外壁 2 1 2 を備え、

外壁 2 1 2 と 4 つの垂直側壁 2 0 4～2 1 0 との間に配置され、RF ID タグの読取り／書込みに使用される電波を吸収するために設けられる、吸収性発泡体 2 1 4 を備え、

重量計も備え、そのプレートは載置キャビティ 2 0 2 の底壁を形成する、読取り／書込みモジュール 2 0 0。」

イ 本件発明 1 と甲 1 発明 2 の一致点及び相違点

<一致点 1 (1-2) >

「物品に付された R F タグから情報を読み取る読取部分であって、前記 R F タグと交信するための電波を放射するアンテナと、上向きに開口した囲い内に設けられ、前記アンテナを収容し、前記物品を囲み、該物品よりも広い開口が上向きに形成されたシールド部と、前記囲いおよび前記シールド部が上向きに開口した状態で、前記 R F タグから情報を読み取る読取部分。」

<相違点 1-1 (1-2) >

「読取部分」が、本件発明 1 は、「据置式の」読取「装置」であるのに対して、甲 1 発明 2 は、「読取り／書込みモジュール 200」である点。

<相違点 1-2 (1-2) >

「囲い」が、本件発明 1 は、「筐体」であるのに対して、甲 1 発明 2 は、「4つの垂直側壁 204～210 および載置キャビティ 202 を取り囲む外壁 212」である点。

(2) ア 甲 1 発明の「読取り／書込みモジュール 200」は、金属で作られた「側壁 204～210」、その外側の、電波を吸収するために設けられる「吸収性発泡体 214」、更にその外側の、尖った縁部を含まない「外壁 212」によって構成されている。

そして、甲 1 発明の「読取り／書込みモジュール 200」は、「読取り／書込みデバイス 102」に組み込まれて使用されるものであり、具体的には、「読取り／書込みデバイス 102」には、その下側に、載置キャビティに対象物を挿入するためのアパーチャ 106 が設けられた載置キャビティが備えられ、この挿入アパーチャ 106 は、「防壁」によって取り囲まれ、この「防壁」は、主に載置キャビティから生じて外部へと向けられるタグ作動電波に対する、また任意に、これらの作動電波がキャビティを成功裏に離れた場合に、それに対応して放射される、外部から生じて載置キャビティへと向けられる電波に対する保護を行うスクリーンを形成し、プラスチック製の内側パネルと、電波を吸収する吸収性発泡体と、電波を反射する金属製の外側パネルから構成されている。

イ 証拠によると、電磁波を吸収するためのシールド部には、吸収体と、その裏側に電磁波を反射させるための反射体（金属）を設けることが、本件出願日当時の技術常識であったと認められる。

ウ 「吸収性発泡体 214」の外側に設けられる「外壁 212」の材質について、甲 1 では特定されていないが、上記ア、イで述べたところに、金属の「側壁」、その外側の「吸収性発泡体」の更にその外側（外壁 212 の位置）に金属が設けられると、金属である「側壁」と、「外壁」が電波反射板となり、電波を反射するた

め、その間に「吸収性発泡体」を設ける意味が失われることを考え併せると、当業者は、甲1発明において、「外壁212」を金属で作る必要はないと理解すると認められる。

エ そうすると、甲1発明の「読取り／書込みモジュール200」は、「防壁」が存在しない状態で単独に用いられること、すなわち、「読取り／書込みモジュール200」だけで電波の漏えい又は干渉を防止することは想定されていないものと認められるところ、外部への電波の漏えい又は干渉を防止する機能は、本件発明と対比されるべき「読取装置」には欠かせないものであるから、甲1発明の「読取り／書込みモジュール200」が単体で、本件発明と対比されるべき「読取装置」であると認めることはできない。

オ 以上によると、本件審決のように甲1発明2を認定して、これを本件発明と対比することはできない。

(3) 甲1発明2に基づく容易想到性の判断の誤りについて

上記(2)で判示したとおり、甲1発明2を認定することができないから、甲1発明2と本件発明1、3との対比について判断するまでもなく、本件発明1、3、4について、甲1発明2と同一であるということとはできないし、本件発明1～4について、甲1発明2から当業者が容易に発明をすることができたということとはできない。

(4) したがって、原告の主張する取消事由は理由がある。

5 甲2に記載された発明（以下、「甲2発明」という。）を主引用例とする容易想到性の判断の誤り（被告の主張する審決取消事由）について

(1) 甲2発明は、次のものであると認められる。

「炭素繊維及び合成繊維を含み表面で炭素繊維と合成繊維とが合成繊維成分によって溶着された不織布であるシールド不織布を備えた第一電波吸収板（0501）と、シールド不織布からなり第一電波吸収板と対向してICタグ読取空間を形成するように配置される第二電波吸収板（0502）と、第三電波吸収板（0503）と、第四電波吸収板（0504）と、ICタグ読取空間に配置されるICタグ読取用アンテナ（0505a～0505c、0506）と、から構成され、

出口と入口を兼用のものとしてICタグが付されたものを読取空間に出し入れするための上向きの開口を備え、前記各電波吸収板により囲まれて形成されるICタグ読取空間内に、ICタグを保持する製品を投入することにより、ICタグ情報を読み取らせるものであり、

通販業者が注文を受けた商品をピックアップしてICタグ読取空間内に投入し、後にICタグを読み取ることにより、注文を受けた商品のピックアップ漏れや間違いがないかどうかを確認することができる装置として好適に使用することができる、

パイプの下端の4箇所にかスター（0109）が接続されており、床を自由に

移動させることができるように構成されている，

ＩＣタグ読取装置（０５００）。」

(2) 本件発明１と甲２発明との一致点及び相違点は，以下のとおりである。

<一致点１（２）>

「物品に付されたＲＦタグから情報を読み取る読取装置であって，

前記ＲＦタグと交信するための電波を放射するアンテナと，

前記アンテナを収容し，前記物品を囲み，該物品よりも広い開口が上向きに形成されたシールド部と，

を備え，

前記シールド部が上向きに開口した状態で，前記ＲＦタグから情報を読み取る読取装置。」

<相違点１－１（２）>

「読取装置」が，本件発明１は，「据置式の」読取装置であるのに対して，甲２発明は，「通販業者が注文を受けた商品をピックアップしてＩＣタグ読取空間内に投入し，後にＩＣタグを読み取ることにより，注文を受けた商品のピックアップ漏れや間違いがないかどうかを確認することができる装置として好適に使用することができる，パイプの下端の４箇所にキャスター（０１０９）が接続されており，床を自由に移動させることができるように構成されている」ものである点。

<相違点１－２（２）>

「シールド部」が，本件発明１は，「上向きに開口した筐体内に設けられ」，「前記筐体および」前記シールド部が上向きに開口した状態で，前記ＲＦタグから情報を読み取るのに対して，甲２発明は，そのように特定されていない点。

(3) 相違点１－２（２）について

甲２発明の，「シールド不織布」からなる第一電波吸収板，第二電波吸収板，第三電波吸収板及び第四電波吸収板は，本件発明１の「シールド部」に相当するが，甲２のパイプは，「上向きに開口した筐体」ということができず，他に甲２において「上向きに開口した筐体」を観念することはできないから，これらの電波吸収板を「上向きに開口した筐体内に設け」ることは記載も示唆もされていない。

甲３に，「読取装置」において「筐体１１及び開閉フタ１２の内壁（内面）を，電波反射材又は電波吸収材で覆う」という技術事項が記載されているとしても，甲２発明において，「シールド不織布」からなる電波吸収板を，上向きに開口した，側壁及び底板を有する筐体内に設けられたシールド構造とする動機付けは存在しない。

したがって，甲２発明において，本件発明１の相違点１－２（２）に係る構成とすることを当業者が想到することができたとは認められないから，本件発明１は，甲２発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。

い。

(4) 本件発明 2～4 は、本件発明 1 の発明特定事項をすべて備え、更に限定したものであるから、同様に、甲 2 発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。

したがって、被告が主張する審決取消事由は理由がない。

6 以上によると、原告らが主張する取消事由は理由があるが、被告が主張する取消事由はすべて理由がない。